

助けあい 生きる安心 社会保険

社会保険 しまわ

令和4年 9月号

No.841

Index

P2：日本年金機構からのお知らせ

P3：協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4：島根県社会保険協会からのお知らせ



～島根県の名所空撮～

益田市 衣毘須神社

小浜海岸の岩礁「宮ヶ島」に鎮座する、事代主之命、えびす様とも呼ばれる神様を主祭神とする神社です。干潮で風の穏やかな日などに、砂浜を歩いて参拝することができることから『山陰のモンサンミッシェル』と呼ばれています。

令和4年10月から短時間労働者の適用拡大・育休免除の見直し等が行われます。

短時間労働者の適用拡大

令和4年10月から、被保険者数が101人以上の事業所で働く短時間労働者も、健康保険・厚生年金保険の加入が義務化されます。令和6年10月からは、さらに51人以上の事業所で働く短時間労働者も対象となります。

特定適用
事業所要件
の見直し

現在

被保険者数
501人以上の勤め先

令和4年10月～

被保険者数
101人以上の勤め先

令和6年10月～

被保険者数
51人以上の勤め先

短時間労働者の要件について、「勤務期間1年以上」の要件が撤廃されます。令和4年10月から右の条件に全て該当する方が新たに適用対象となります。

●週の所定労働時間が20時間以上

●月額賃金が8.8万円以上

●2か月を超える雇用の見込みがある

●学生ではない

適用事業所の範囲の見直し(士業の適用業種追加)

令和4年10月から常時5人以上の従業員を雇用している士業の個人事業所は、健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所になります。

適用の対象となる士業

- 弁護士 ●沖縄弁護士 ●外国法事務弁護士 ●公認会計士 ●公証人
- 司法書士 ●土地家屋調査士 ●行政書士 ●海事代理士 ●税理士
- 社会保険労務士 ●弁理士

被用者保険の適用拡大に伴う老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方)または長期加入者(厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方)の特例対象者が厚生年金保険の被保険者になると、年金の定額部分(加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む)が全額支給停止となります。

令和4年9月30日以前から同じ事業所で引き続き働いている方が、経過措置の対象者となる場合、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。以下の1および2の条件に全て該当する方が経過措置の対象となります。

1 令和4年9月30日以前から障害者・長期加入者の特例に該当する老齢厚生年金を受給している方。

2 令和4年9月30日以前から同じ事業所で引き続き働いており、次のアからウのいずれかの理由により、令和4年10月1日に厚生年金保険に加入する方。

ア.特定適用事業所要件の見直し イ.短時間労働者の勤務期間要件の撤廃 ウ.適用事業所の範囲の見直し(士業の適用業種追加)

被保険者の適用要件(雇用期間が2か月以内の場合)の見直し

2か月以内の期間を定めて雇用される場合は、健康保険・厚生年金保険の適用除外となりますが、令和4年10月から、当初の雇用期間が2か月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険に加入となります。

育児休業等期間中の保険料の免除要件の見直し

令和4年10月から短期間の育児休業等を取得した場合の対応として、育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に14日以上育児休業等を取得した場合にも保険料が免除されます。賞与保険料は、1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

協会けんぽ島根支部より大切なお知らせ



被扶養者資格再確認の取り組み

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和4年度につきましては、10月上旬から下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度の予定

《確認の対象となる方》

令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※ すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

《送付時期》

令和4年10月上旬から下旬にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和4年11月30日（水）



《添付書類について》

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 ▶ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 ▶ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

《扶養認定要件を満たさない被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、解除となる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《令和3年度の実績》（全国）

- 扶養解除者数 約7.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約9億円



1年に1度のとても大切な取り組みです。
皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

業務グループ TEL.0852-59-5144



お知らせ 家庭常備薬の斡旋

会員事業所にお勤めの従業員とその家族の皆様へ、疾病予防や健康管理にお役立ていただくため、家庭用常備薬の斡旋を行っています。簡単便利な「WEB」での申込みも可能ですので、是非ご利用ください。詳しくは、今月号に同封のチラシまたは当協会ホームページ【事業案内→助成事業】をご覧ください。



募集 各種講座の開催

「会員限定Webセミナー」 講師 社会保険労務士

現在動画配信中のWebセミナー「社員の採用と社会保険の手続」の第4回募集を行ないます。当協会ホームページから申し込んだり方へ動画閲覧用パスワード等をお送りします。



● 募集期間： 9月15日から 9月30日まで ● 動画配信：10月 1日から10月31日まで

「社会保険実務講座」 講師 社会保険労務士(研修テキストは当日配付します。)

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合もございます。

● 健康保険給付実務講座

健康保険の給付事務について、健康保険の基本的なしくみから給付申請書の記入例まで掲載した「加入者のための協会けんぽ届出ガイド」をテキストに実務講座を開会いたします。

いずれの会場も、健康保険給付の種類と概要、各申請書類の記入のポイントなどを中心に解説いたします。

会場		開催日	定員	申込締め切り
松江	くにびきメッセ(501大会議室)	10月27日(木)	75名	9月28日(水)
雲南	三刀屋交流センター(多目的ホール2)	10月18日(火)	30名	
出雲	出雲市民会館(301会議室)	10月 4日(火)	75名	
大田	あすてらす(研修室6)	10月12日(水)	30名	
浜田	サンマリン浜田(研修室 A・B)	10月 6日(木)	25名	
益田	ジュンテンドー研修センター(第2研修室)	10月 5日(水)	25名	

● 実務講座「令和4年法改正のポイント」

国民年金法、厚生年金保険法及び健康保険法は、その一部が改正され令和4年1月から順次施行されています。既に改正後の手続きは開始されていますが、改めて改正事項の実施内容について社会保険労務士が分かりやすく説明します。

会場		開催日	定員	申込締め切り
島前	西ノ島町黒木公民館(会議室)	11月 8日(火) 13:15~16:15	25名	10月31日(月)
島後	隠岐島文化会館(集会室)	11月 9日(水) 9:00~12:00		

「年金シニアライフセミナー」

年金シニアライフセミナーは、年金委員、人事・厚生担当、定年前の厚生年金被保険者及びその配偶者の方々を対象に、皆様の充実したシニアライフに役立てていただけるよう、年金制度を中心とした社会保険全般について解説いたします。

講師 社会保険労務士、年金ライフプラン講師
(研修テキストは当日配付します。)

注) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合もございます。

会場	開催日	定員	申込締め切り
サンマリン浜田(研修室A・B)	11月22日(火) 13:00~16:40	25名	10月31日(月)

● いずれの講座とも開催要領は次のとおりです。

受講料 全ての講座が当協会の会員事業所様を対象とした講座ですので受講料は無料です。(交通費等の経費は受講者負担でお願いします。)

申込方法 次の①または②により申し込んでください。

*Webセミナー以外は、定員に到達次第締め切りますので、お早めに申し願います。

- ① ホームページ【事業案内→実務講習会・セミナー】の受講申し込みフォームから登録してください。
- ② 今月号に同封の受講申込書にご記入いただいたものをFAXにてお送りください。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから！

日本年金機構	https://www.nenkin.go.jp/
全国健康保険協会島根支部	https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane/
島根県社会保険協会	https://www.shimane-shahokyo.or.jp

社会保険しまね

発行者 | (一財) 島根県社会保険協会
文書提供 | 松江・出雲・浜田年金事務所
全国健康保険協会島根支部

2022.9.14 発行
通巻 841 号

*次回の発行については令和4年11月を予定しております。